

# NEW! 子育て世帯を応援 多子世帯の保育料を軽減します

新たに4月1日から、より子育てしやすい環境づくりを推進するため、お子さんが3人以上いる世帯の第2子以降の保育料を軽減します。

また、国の制度でも、年収360万円未満相当の世帯に対しての軽減の拡充が行われる予定です。

## ■対象となる世帯

生計を同一にする子どもが3人以上の場合は、子どもの年齢に制限を設けず、最年長のお子さんを第1子とし、第2子が利用する場合の保育料は半額、第3子以降のときは無料となります。(例1参照)  
また、国の制度により、生計を同一にする子どもが2人の場合でも、父母の年収が360万円未満相当の場合は、お子さんの年齢に制限を設けないことになる予定です。(例2参照)

※原則同居で生計を同一にしている子どもです。ただし、別居していても常に生活費などの仕送りしている場合は、生計を同一とみなします

### 【例1】子どもが3人以上

生計同一(父・母)		
23歳 社会人	第1子目	
14歳 中学生	第2子目	
2歳 保育園など	第3子目	無料

  

生計同一(父・母)		
小2 小学生	第1子目	
5歳 認定こども園	第2子目	半額
2歳 保育園など	第3子目	無料

### 【例2】年収360万円未満相当で子どもが2人

生計同一(父・母)		
小2 小学生	第1子目	
2歳 保育園など	第2子目	半額

※なお、私立幼稚園についても同様の軽減措置を予定しています。5月下旬以降に幼稚園を通じて保護者にご連絡する予定です(学校教育課教育総務室)

### ●問い合わせ 福祉課子育て支援室

☎ 53・2111 (内線241)

または各支所地域振興課地域福祉室

# NEW! あなたの夢を応援 創業する事業者を支援します

商工会議所、商工会、市内金融機関などと連携して、次のような創業に必要な支援を行います。

## ■創業相談窓口を開設

商工観光課で、創業に関する相談に応じます。補助金、交付金やセミナーなど創業の支援メニューの情報を提供します。  
窓口開設時間  
午前8時30分～午後5時  
※土・日曜日、祝日を除く

※土・日曜日、祝日を除く

## ■創業支援の補助金、交付金を新設

- 創業時に必要な費用などを支援します。
- ① 産業支援プログラム事業補助金(創業応援事業)  
補助率1/2 (空き店舗利用の場合  
は2/3)  
上限額100万円
  - ② 雇用創出型創業チャレンジ事業交付金交付額
- 新規に1人を雇用する場合  
200万円以内
  - 新規に2人以上を雇用する場合  
400万円以内

## ■創業・経営セミナーの開催

- 夢に挑戦! 村上創業塾
  - 創業者個別相談
  - 村上商工会議所 (☎ 53・4257)
  - しんきん経営塾
  - 村上信用金庫 (☎ 53・2181)
- ※事業内容や実施時期などは、問い合わせ先または各事業所にお問い合わせください



市内金融機関と創業支援のための連携協定を結びました

### ●問い合わせ 商工観光課商工振興室

☎ 53・2111 (内線354)